

## (別紙) 訪日ツアー向け宿泊助成事業 県内周遊の定義について

「県内周遊」は、滋賀県内における『有料観光施設等』(※)を旅行の行程に組み入れることとし、2泊の場合は旅行の行程に1か所以上、3泊以上の場合は旅行の行程に2か所以上組み込んでいることを条件とする。

※『有料観光施設等』 … 有料観光施設(別表1)、ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等(別表2)または県内飲食店での飲食

【別表1 有料観光施設】

対 象	美術館、水族館、博物館、資料館、科学館、体験施設、農業公園、植物園、城、城跡、神社仏閣、史跡、庭園、ゴルフ場、キャンプ場、工場見学など  <u>※上記以外で有料観光施設として対象となるかについては、個別に判断します。</u> <u>※対象は、1人あたりに対し入場料、拝観料等の料金が発生する観光施設とします。</u>
-----	---

【別表2 ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等】

対 象	①びわ湖パレイ、箱館山ゴンドラ、坂本ケーブル、八幡山ロープウェイ、賤ヶ岳リフト、スキーリフト  ②近江鉄道、信楽高原鐵道、京阪石山坂本本線 (※②の「鉄道」に関しては、単に移動手段として組みこむだけではなく、 <u>ツアー行程の中に「観光周遊素材」として組み込むことが必要です。</u> )  【例】彦根市発着 近江牛昼食と信楽高原鐵道 乗車体験(貴生川駅～信楽駅) 観光バスツアー  <u>※上記以外でロープウェイ等として対象となるかについては、個別に判断します。</u> <u>※対象は、1人あたりに対し運賃、利用料等の料金が発生する観光施設とします。</u>
-----	---